

日本航空等に対する出資決定について

平成22年8月31日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者らについて、平成22年1月19日、株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年3月26日、法第28条第1項に規定する買取決定を行っていましたが、現在東京地方裁判所に係属している対象事業者らの会社更生手続において、管財人より提出される更生計画案が可決され、更生計画認可決定がなされることを条件として、法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

1. 対象事業者らの氏名又は名称

株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジャルキャピタル

2. 出資決定の対象となる募集株式発行の概要

- 募集株式の発行会社 株式会社日本航空インターナショナル
- 募集株式の種類 普通株式
- 募集株式の数 175,000,000株
- 募集株式の払込金額 3,500億円
- 払込期日 更生計画認可決定日の翌日（平成22年12月1日予定）
- 増加する資本金及び資本準備金 各1,750億円
- 発行会社が発行する株式に占める機構保有株式の割合 100%（※）

※ 更生計画案では、機構による出資が予定されているほか、管財人が裁判所の許可を得て第三者に募集株式を割り当て、新たに株式を発行することができるため、第三者が追加出資を行う場合には、その発行株式数に応じて機構の株式保有割合は減少することとなります。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣：意見なし

財務大臣：

企業再生支援機構は、対象事業者の更生計画案に規定されている事業計画が着実に遂行されるよう対応すると共に、更生手続の早期終了に向け、関係者の協力を得られるように努めていただきたい。

厚生労働大臣：

異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

経済産業大臣：

航空事業は、国民生活や経済活動の基盤をなすものであり、今後とも、日本航空の事業継続に支障が生じることのないよう、また、事業再生に当たっては、取引先企業に影響がないように引き続き十分に配慮されたい。

以 上